

沖縄県労働基準協会だより



製糖の季節

さとうきびの白い穂が出揃う頃、沖縄の風物詩きび刈りが始まり、いよいよ製糖工場も動き始めます。
(撮影地 八重瀬町東風平 撮影者・写真提供:与儀 栄太郎氏)

- 年末年始無災害運動(健康と安全で 幸せつなぐ年末年始)
- 令和6年度講習「受講予約受付開始日」について
- 沖縄労働局から
 - ① 長時間労働が疑われる事業場に対する令和4年度の監督指導結果
 - ② 確かめよう労働条件
 - ③ 令和4年の沖縄県における業務上疾病の発生状況
 - ④ トラックでの荷役作業時における安全対策が強化されます。
 - ⑤ 令和5年労働災害・死亡災害発生状況(10月末現在、コロナリ患分を除く)
- 講習会のご案内(令和6年1月分)
- テールゲートリフター特別教育

主な内容

発行所／一般社団法人 沖縄県労働基準協会
〒900-0001 那覇市港町 2-5-23
電話：098-868-2826
FAX：098-869-1714

発行人／会長 島袋 清人
定 価／1部 50 円
(会員の購読料は会費の中に含む)

ホームページ <https://www.okinawa-roukikyo.org/>

主唱：中央労働災害防止協会
後援：厚生労働省

年末年始 無災害 運動

令和5年度
年末年始無災害運動標語
健康と安全で
幸せつなぐ年末年始

2023
12/1
2024
1/15

全ての働く人々に安全・健康を - Safe Work, Safe Life -
JISHA 中災防 中央労働災害防止協会 (中災防)
〒108-0014 東京都港区芝5-35-2
[TEL] 03-3452-6449 [E-mail] koho@jisha.or.jp
お問い合わせは総務部 広報課まで

非常定常作業時の災害を防ぐ！

大掃除などで一斉に設備を停止した上で点検や修理を行う「非常定常作業」では、「はさまれ・巻き込まれ」などの災害に特に注意が必要です。

事前準備
作業計画書の作成、作業の手順・方法の決定などを協力会社や安全衛生担当部門関係者が事前に行った上で、リスクアセスメントも実施して調整しましょう。

作業開始前ミーティング
作業の進め方、合図の方法、禁止事項などを確認し、リスク情報を共有しましょう。必要な保護具の着用の確認も忘れずに。

- 1 起動スイッチ等に施錠。複数人で作業する際は各作業者が自分のキーを持つ(ロックアウト)。
- 2 暗い場所では補助照明などで適正な照度を保つ。
- 3 動力を遮断し(電源を切り)、機械設備を完全に停止させ、操作盤等の近くに「点検中のため操作禁止」などの表示をする。
- 4 チェックリストなどを使って漏れなく点検。指差し呼称で手順や安全の状態を確認する。

作業中に不測の事態が生じたら、作業を中断して作業指揮者に報告

合図は大きな声でハッキリと決められた方法で

作業が終了したら…
・無効にした安全装置、取り外した安全カバーなどをもとに戻して、作業場を整理・整頓。
・ヒヤリ・ハット情報などがあれば、作業指揮者に報告。

年末年始の災害防止を徹底しよう！

年末年始は慌ただしく、生活のリズムも変わりやすい時期です。安全で健康に一年を締めくくり、新たな年をスタートできるよう安全衛生活動のポイントを紹介します。

感染症予防対策の徹底

感染症拡大防止のための3密(密閉空間・密集場所・密接場面)を避けながら、効率的に作業を進めることが大切です。

咳エチケット

手洗い・消毒

感染予防を徹底しましょう！

換気をこまめに

脚立作業のポイント

- 1 天板の上に乗らない。脚立にまたがらない。
・保護帽や保護手袋を着用する。
- 2 踏さん上で作業する際は、足を軽く開き、脚や膝を軽く天板に当てて体制を安定させる。つま先立ちには危険！
- 3 周囲に「作業中」などの注意喚起の表示をする。
- 4 脚立は原則として2m未満のものを使う。
- 5 脚部に滑り止めの付いた脚立を使用し、開き止め金具を確実にロックする。

転倒に注意！

慌ただしい年末年始は、転倒などにつながる不安全な行動をしがちです。また、雪や凍結した路面も注意が必要です。しっかりと対策をして、安全を確保しましょう。

滑り止め

足元確認

チェックしてみよう！ 例えば…

- 通路や出入り口、階段などに物を放置していないか
- 床、通路などの水、油、粉類はその都度取り除いているか
- 安全に移動できるように、十分な明るさ(照度)が確保されているか
- 台車などは、荷が崩れたりしないよう安全に使用しているか
- 階段の滑り止めは外れていないか
- 段差のある箇所や滑りやすい場所に、注意を促すステッカー(標識)を掲示しているか
- 作業靴の底がすり減って滑りやすい状態になっていないか
- 転倒などを予防するための教育を行っているか

令和5年度 年末年始無災害運動実施要領

1 趣 旨

年末年始無災害運動は、働く人たちが年末年始を無事故で過ごし、明るい新年を迎えることができるよう、事業場等の取り組み促進を図る趣旨で、昭和46年から厚生労働省の後援のもと中央労働災害防止協会が主唱する運動で、本年度で53回目を迎える。

職場の安全と健康を確保するためには、経営者、労働者が一丸となって安全衛生活動を推進し、災害のない職場環境を整えるためにも、一つひとつの作業を丁寧に確認し、次の作業に備えること、そして体調管理を万全にし、無理をしないことが大切である。

本年8月末までの労働災害発生状況(新型コロナウイルス感染症へのり患による労働災害を除く)において、前年同期に比べて休業4日以上死傷者数は、全体で2.4%増加しており、業種別では製造業で1.9%、第三次産業で4.6%増となっている。事故の型別では「転倒」が2.6%、「動作の反動・無理な動作」で7.1%の増加が見られる。

こうした状況の中で、特に年末年始は慌ただしい中で大掃除や機械設備の保守点検・再稼働等の作業が多くなるほか、物流等の増加に伴う交通・荷役作業時の災害、積雪や凍結による転倒等の危険が増す。各事業場においては、非正常作業における安全確認の徹底、作業前点検の実施、作業手順や交通ルールの遵守、安全衛生保護具の点検の実施、感染症予防を含めた労働者の健康状態の確認などに全員で取り組むことが一層重要となる。

皆で力を合わせて無事に一年を締めくくり、明るい新年を迎えられるよう、安全・健康への思いを新たに、本年度の年末年始無災害運動を展開することとする。

2 実施期間

令和5年12月1日から令和6年1月15日までとする。

3 運動標語

「健康と安全で 幸せつなぐ年末年始」

4 主唱者

中央労働災害防止協会

5 後援

厚生労働省

6 実施者

各事業場

7 主唱者の実施事項

- 1 機関誌、ホームページ等を通じての広報
- 2 報道機関等を通じての周知
- 3 リーフレット等の制作および配布
- 4 小冊子、ポスター、のぼり、デジタルコンテンツ等の頒布・配信

8 事業場の実施事項

- (1) 年末年始に実施する事項
 - 1 経営トップによる安全衛生方針の決意表明
 - 2 安全衛生パトロールの実施
 - 3 機械設備に係る一斉検査および作業前点検の実施
 - 4 年末時期の大掃除等を契機とした5Sの徹底、掲示や旗の掲げ替え
 - 5 年始時期の作業再開時の安全確認の徹底
 - 6 年末年始無災害運動用ポスター、のぼり等の掲示
- (2) 年末年始に実施状況を確認する事項
 - 1 K Y (危険予知) 活動を活用した非正常作業における労働災害防止対策の徹底
 - 2 安全保護具・労働衛生保護具、安全標識・表示等の点検と整備・更新
 - 3 化学物質のリスクアセスメントの実施を含めた化学物質管理の徹底
 - 4 転倒、墜落・転落、はさまれ・巻き込まれ災害防止や腰痛予防対策の徹底
 - 5 火気の点検、確認など火気管理の徹底
 - 6 交通労働災害防止対策の推進
 - 7 過重労働をしない・させない職場環境づくり
 - 8 健康的な生活習慣(睡眠、食事、運動等)に関する健康指導などの実施
 - 9 感染症拡大防止対策の徹底
 - 10 職場のハラスメント防止につながる取り組みの推進
 - 11 自然災害等に伴う復旧・復興工事等における労働災害防止対策の推進
 - 12 安全衛生旗の掲揚、その他安全衛生意識高揚のための活動の実施

「年末年始無災害運動」関連 図書・用品の販売のお知らせ

沖縄県労働基準協会にて販売を行っております。
お問い合わせ、ご注文は各支部までお願いします。

那覇支部	TEL: (098)868-2831	Fax: (098)869-1714
中部支部	TEL: (098)937-0162	Fax: (098)937-0163
北部支部	TEL: (0980)54-4700	Fax: (0980)52-7004
宮古支部	TEL: (0980)73-1455	Fax: (0980)73-6511
八重山支部	TEL: (0980)88-5355	Fax: (0980)88-5360



沖縄労働局から

長時間労働が疑われる事業場に対する 令和4年度の監督指導結果を公表します



～261事業場のうち134事業場(51.3%)で違法な時間外労働を確認～

令和5年10月31日沖縄労働局発表

沖縄労働局(局長 西川昌登)では、令和4年度に、長時間労働が疑われる事業場に対して労働基準監督署(那覇、沖縄、名護、宮古、八重山の5署)が実施した、監督指導の結果を取りまとめましたので、監督指導事例と共に公表します。

この監督指導は、各種情報から時間外・休日労働時間が1か月当たり80時間を超えていると考えられる事業場や、長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場を対象としています。

沖縄労働局では、今後も長時間労働の是正に向けた取組みを積極的に行うとともに、11月の「過重労働解消キャンペーン」期間中に重点的な監督指導を行います。

【監督指導結果のポイント】(令和4年4月～令和5年3月)

- (1) 監督指導の実施事業場： **261 事業場**
- ① 主な違反内容 [(1)のうち、法令違反があり、是正勧告書を交付した事業場]
- ① 違法な時間外労働があったもの： **134 事業場 (51.3%)**
うち、時間外・休日労働の実績が最も長い労働者の時間数が
月80 時間を超えるもの： **51 事業場 (38.1%)**
うち、月100 時間を超えるもの： **40 事業場 (29.9%)**
うち、月150 時間を超えるもの： **11 事業場 (8.2%)**
うち、月200 時間を超えるもの： **3 事業場 (2.2%)**
 - ② 賃金不払残業があったもの： **33 事業場 (12.6%)**
 - ③ 過重労働による健康障害防止措置が未実施のもの： **95 事業場 (36.4%)**
- (3) 主な健康障害防止に関する指導の状況 [(1)のうち、健康障害防止のため指導票を交付した事業場]
- ① 過重労働による健康障害防止措置が不十分なため改善を指導したもの： **92 事業場 (35.2%)**
 - ② 労働時間の把握が不適正なため指導したもの： **48 事業場 (18.4%)**



<添付資料> 別添1 長時間労働が疑われる事業場に対する監督指導結果(令和4年4月から令和5年3月までに実施)
【参考】前年度の監督指導結果との比較 令和元年度からの推移
別添2 監督指導において違法な長時間労働を認めた事例
参考資料 時間外労働の上限規制、労働時間適正化ガイドライン ストレスチェック
長時間労働者への医師による面接指導 企業が実施した長時間労働削減のための自主的な取組事例

! 添付資料及び詳細については、沖縄労働局のホームページをご参照ください。
なお、担当部署は、沖縄労働局 労働基準部 監督課 (TEL 098-868-4303) です。

確かめよう 労働条件

過重労働 賃金不払残業 ハラスメント
解雇・雇止め 副業・兼業問題

労働条件ポータルサイト
労働条件ポータルサイト
「確かめよう労働条件」
0120-811-610
17:00-22:00 9:00-21:00
厚生労働省

サイトで確認 労働条件ポータルサイト

「確かめよう労働条件」
Web診断 労働条件や就業規則を3ステップで診断できます!

FOR MANAGERS 3ステップで
労働条件の診断や就業規則作成をサポートします!

WEB診断 労働条件や就業規則を3ステップで診断できます!

36協定届等作成支援ツール
就業規則作成支援ツール

LINE+情報
LINE公式アカウント
LINE公式アカウント
LINE公式アカウント

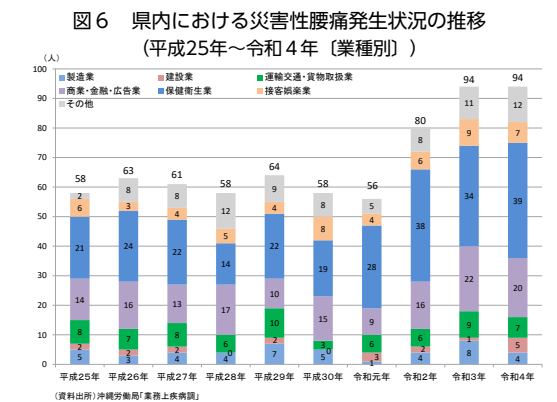
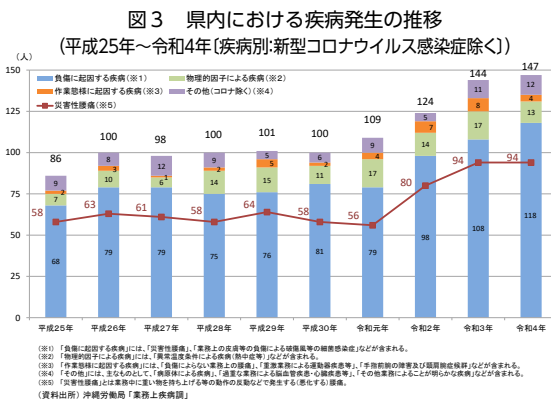
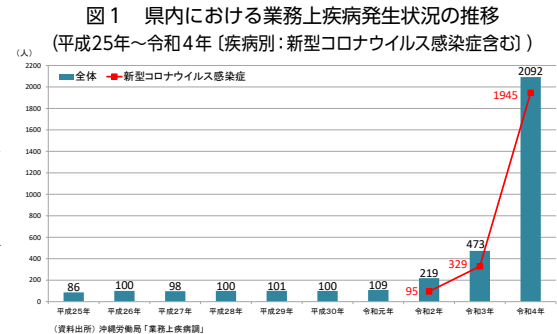
令和4年の沖縄県における業務上疾病の発生状況

～「新型コロナウイルス感染症」の大幅な増加により業務上疾病者数が前年比342%増加～

1 県内における業務上疾病の発生状況

令和5年10月31日沖縄労働局発表

- (1) 令和4年の業務上疾病者数は、2,092人、前年(473人)を1,619人上回り大幅に増加した(前年比342%増)。[参考:全国で前年比490%増]
- (2) 上記(1)のうち、最多の「新型コロナウイルス感染症」は1,945人、前年(329)を1,616人上回り大幅に増加した(前年比491%増)。業種別の内訳は、保健衛生業が90%を占めた。
- (3) 上記(1)のうち、次に多い「災害性腰痛」は94人、前年(94人)と同様で高止まりとなった。業種別の内訳は、保健衛生業が41.5%、商業・金融・広告業が21%を占めた。



2 沖縄労働局における主な取組み

新型コロナウイルス感染症を除くと、業務上疾病の64%を災害性腰痛が占めることから、

- (1) 腰痛の予防を図るため、安全衛生教育の実施及び身体的負担の軽減に向け、転倒予防も含めた「転倒・腰痛予防対策」、「SAFEコンソーシアム」、「高齢労働者の健康づくり」や助成金支援(参考資料1)や腰痛予防アドバイザー事業(参考資料2)の活用を周知する。
- (2) その他業務上疾病の対策として、産業保健活動支援やメンタルヘルス対策、治療と仕事の両立支援、化学物質管理など、さまざまな対策と支援を行っていく(参考資料1)。

業務上疾病の対策と支援一覧 (参考資料1)

産業保健活動総合支援

産業保健総合支援センターは、産業保健活動を支援するため、企業への訪問指導や相談対応、研修などを実施しています。

地域産業保健センター(地産保)では、小規模事業場を対象に、医師による健康相談などを実施しています。

また、事業主団体等を通じて、中小企業等の産業保健活動の支援を行う「団体経由産業保健活動推進助成金」による支援も実施しています。

- 産業保健総合支援センター(さんぽんセンター)
<https://www.iohas.go.jp/shisetsu/tabid/578/Default.aspx>
- 団体経由産業保健活動推進助成金
<https://www.iohas.go.jp/sangyohouken/tabid/1251/Default.aspx>

メンタルヘルス対策

職場でのメンタルヘルス対策に関する法令・通達・マニュアル、「ストレスチェック実施プログラム(無料)」を掲載しています。
<https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukiun/anzensei12/>

メール・電話・SNS相談窓口を設置し、メンタルヘルス対策の取組事例などを紹介しています。

- 働く人のメンタルヘルスポータルサイト「こころの耳」
<https://kokoro.mhlw.go.jp/>

治療と仕事の両立支援

治療と仕事の両立支援のガイドラインや企業の取組事例、シンポジウムなどの総合的な情報を紹介しています。

- 治療と仕事の両立支援ナビ
<https://chiryoutoshigoto.mhlw.go.jp>

SAFEコンソーシアム

「従業員の幸せのためのSAFEコンソーシアム」※に加盟し安全衛生の取り組みを社内外にPRしましょう!

※増加傾向にある転倒・腰痛などの労働災害について、顧客や消費者も含めたステークホルダー全員で解決を図る活動体です。趣旨に賛同した企業、団体にコンソーシアムを構成し、労働災害問題の協議や、加盟者間の取り組みの共有、マッチング、労働安全衛生に取り組む加盟メンバーの認知度向上などをサポートします。

- SAFEコンソーシアムポータルサイトはこちら(サイト内から加盟申請もできます)
<https://safeconsortium.mhlw.go.jp/>

高齢労働者の健康づくり

高齢者が安心して安全に働ける職場環境の実現に向けた取り組みを進めましょう。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukiun/enzen/new_page_0007.html

転倒・腰痛予防対策

「いきいき健康体操」(監修:松平浩)

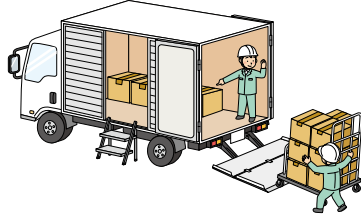
- 動画
<https://www.mhlw.go.jp/content/000895038.mp4>
- 解説書
<https://www.mhlw.go.jp/content/kaisetu.pdf>

その他

- 職場における熱中症予防情報
<https://neccvusho.mhlw.go.jp/>
- 職場における受動喫煙防止対策
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukiun/enzen/kitsuen/index.html
- 労働基準監督署等への届出は電子申請が便利です!
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000184033.html>

添付資料及び詳細については、沖縄労働局のホームページをご参照ください。
なお、担当部署は、沖縄労働局 労働基準部 健康安全課(電話番号 098-868-4402)です。

トラックでの荷役作業時における安全対策が強化されます。



労働安全衛生規則 (以下「安衛則」といいます) が改正され「昇降設備の設置」「保護帽の着用」「テールゲートリフターの操作に係る特別教育」が義務付けられました。特別教育については令和6年2月から、それ以外の規定は令和5年10月から施行されます。

改正のあらまし

- 1 昇降設備の設置及び保護帽の着用が必要な貨物自動車の範囲が拡大されます**
これまで最大積載量5トン以上の貨物自動車を対象としておりましたが、新たに最大積載量2トン以上5トン未満の貨物自動車において、荷役作業時の昇降設備の設置及び保護帽の着用が義務づけられます(一部例外あり)。
- 2 テールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業への特別教育が義務化されます**
テールゲートリフターの操作者に対し、学科教育4時間、実技教育2時間の安全衛生に係る特別教育を行うことが必要になります。
- 3 運転位置から離れる場合の措置が一部改正されます**
運転位置から離れてテールゲートリフターを操作する場合において、原動機の停止義務が除外されます。なお、その他の逸走防止措置は引き続き必要です。

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

1 昇降設備、保護帽の設置義務の範囲が拡大されます R5.10.1 施行

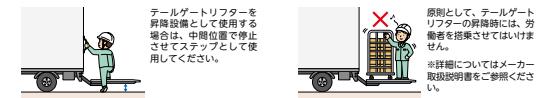
● 昇降設備について (安衛則第151条の67関係)

荷を積み卸す作業を行うときに、昇降設備の設置義務の対象となる貨物自動車について、最大積載量が5トン以上のものに加え、2トン以上5トン未満のものも追加されます。「昇降設備」には、踏み台等の可搬式のもののほか、貨物自動車に設置されている昇降用のステップ等が含まれます。なお、昇降用ステップは、できるだけ乗降グリップ等による三点支持等により安全に昇降できる形式のものとするようにしてください。

	2t未満	2t以上5t未満	5t以上	備考
床面から荷の上又は荷台までの昇降設備の設置	△	●	○	高さ1.5mを超える箇所で作業を行うときは、安衛則第526条第1項の規定に基づき、原則として昇降設備の設置が義務付けられています。

※荷の積み卸しを伴わない作業については、陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドラインにおいて、昇降設備の設置や護手、転落の危険のある作業において保護帽を着用することとされています。

【テールゲートリフターをステップとして使用する場合の留意事項】



● 保護帽について (安衛則第151条の74関係)

荷を積み卸す作業を行うときに、労働者に保護帽を着用させる義務の対象となる貨物自動車について、最大積載量が5トン以上のものに加え、以下のものが追加されます。

- ① 最大積載量が2トン以上5トン未満の貨物自動車であって、荷台の側面が構造上開放されているもの又は構造上閉鎖できるもの(平ボディ車、ウイング車等)。
- ② 最大積載量が2トン以上5トン未満の貨物自動車であって、テールゲートリフターが設置されているもの(テールゲートリフターを使用せずに荷を積み卸す作業を行う等の場合は適用されません)。保護帽は、型式検定に合格した「墜落時保護用」のものを使用する必要があります。

	2t未満	2t以上5t未満	5t以上	備考
墜落による危険を防止するための保護帽の着用	△	● (上記①②) △ (上記以外)	○	高さ2m以上の箇所で作業を行うときは、安衛則第518条の規定に基づき、墜落による危険を防止するための措置を講じる必要があります。

※荷の積み卸しを伴わない作業については、陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドラインにおいて、昇降設備の設置や護手、転落の危険のある作業において保護帽を着用することとされています。

2 テールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業への特別教育が義務化されます R6.2.1 施行

荷を積み卸す作業におけるテールゲートリフターの操作[※]の業務を行う労働者に対し、以下の科目、時間について特別教育を実施する必要があります。また、特別教育を行ったときは、事業者において受講者、科目等の記録を作成し、3年間保存する必要があります。

※「テールゲートリフターの操作」には、懸籠ステップの操作のほか、キャストステップ等を操作すること、昇降機の開閉や格納の操作を行うこと等が含まれます。

	科目	範囲	時間
学科教育	テールゲートリフターに関する知識	・テールゲートリフターの種類、構造及び取扱い方法 ・テールゲートリフターの点検及び整備の方法	1.5時間
	テールゲートリフターによる作業に関する知識	・荷の種類及び取扱い方法 ・台車の種類、構造及び取扱い方法 ・保護具の着用 ・災害防止	2時間
	関係法令	・労働安全衛生法中の関係条項	0.5時間
実技教育		・テールゲートリフターの操作の方法	2時間

【一部省略できる者】

- ① 施行の日時において6月以上の業務従事者有する者は以下の時間とすることができます。
テールゲートリフターに関する知識 ⇒ 45分以上で可 テールゲートリフターによる作業に関する知識 ⇒ 省略不可
関係法令 ⇒ 省略不可 テールゲートリフターによる作業に関する知識 ⇒ 1時間以上で可
- ② 陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドラインに基づく教育を実施した者は以下のとおり省略できます。
テールゲートリフターに関する知識 ⇒ 省略可 テールゲートリフターによる作業に関する知識 ⇒ 省略可
関係法令 ⇒ 省略不可 テールゲートリフターによる作業に関する知識 ⇒ 省略不可
- ③ 陸上貨物運送事業労働災害防止協会による「ロールボックプラットフォーム及びテールゲートリフター等による荷役作業安全講習会」を受講した者は以下のとおり省略できます。
テールゲートリフターに関する知識 ⇒ 省略不可 テールゲートリフターによる作業に関する知識 ⇒ 省略可
関係法令 ⇒ 省略不可 テールゲートリフターによる作業に関する知識 ⇒ 省略不可

3 運転位置から離れる場合の措置が一部改正されます R5.10.1 施行

走行のための運転位置とテールゲートリフター等の操作位置が異なる貨物自動車を運転する場合において、テールゲートリフター等を操作し、又は操作しようとしている場合は、原動機の停止義務の適用が除外されます。なお、ブレーキを確実にかける等の貨物自動車の逸走防止措置については、引き続き義務付けられることにご留意ください。また、逸走防止の観点から、可能な範囲で原動機も停止するようにしてください。

厚生労働省では、陸上貨物運送事業における労働災害を防止するため、以下のガイドラインを公表しております。法令に定める事項のほか同ガイドラインに定める措置についても積極的な取組を進めていただきますようお願いいたします。

陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン

陸運業に従事する労働者の荷役作業での労働災害を防止するために、荷役作業場所における安全の確保等、陸運事業者、荷主、配送先、元請事業者などが取り組むべき事項を示したものです。



※詳細はこちらをご覧ください

交通労働災害防止のためのガイドライン

交通労働災害の防止を図るための指針として、安全な走行ができない可能性が高い発注の禁止等、事業者や運転者の責務と、荷主、元請事業者等による配慮事項等を示したものです。



※詳細はこちらをご覧ください

● 令和6年(2024年)4月からトラック運転者の改善基準告示を改正!

	1年の拘束時間	1か月の拘束時間	1日の休息期間
現在	3,516時間	293時間 最大:320時間	8時間
改正後	3,300時間 最大:3,400時間	284時間 最大:310時間	11時間を 基本とし、最低9時間



※詳細はこちらをご覧ください

● 長時間の恒常的な荷待ちを改善しましょう

トラック運転者の長時間労働や過労の要因となるため、長時間の荷待ちを発生させないよう努めましょう。

取り組み例

- ・納品時間の指定を柔軟にする
- ・積込場を特定の日・時間帯に集中させない
- ・積込場を分散し1か所当たりの車両台数を減らす
- ・パレットを用いるなどで荷役作業の時間を短縮する
- ・注文からお届けまでの期間に余裕をもたせる

詳細はこちらをご覧ください
陸上貨物運送事業労働災害防止協会
陸上貨物運送事業労働災害防止協会
厚生労働省 国土交通省 建設省
国土交通省 国土交通省 国土交通省
国土交通省 国土交通省 国土交通省



※詳細はこちらをご覧ください

改正安衛則の本文や施行通達など、詳しい内容につきましては、厚生労働省ホームページからご覧いただけます。

ご不明点は、最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署にお問い合わせください。

労働基準監督署一覧

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyu_roudou/roudouhoukoujokusha/facility.html

労働者 所在内 検索



(2023.6)

令和5年業種別署別労働災害発生状況 (10月末累計)

(新型コロナウイルス感染症のり患による労働災害を除く)

沖縄労働局

業種	令和5年(9月末累計)						令和4年(9月末累計)						局計対令和4年比較	
	那覇	沖縄	名護	宮古	八重山	局計	那覇	沖縄	名護	宮古	八重山	局計	増減数(人)	増減率(%)
製造業	78	(1) 54	10	2	2	(1) 146	66	51	15	4	9	145	1	0.7
食料品製造業	45	25	8	1	1	80	43	29	10		5	87	▽ 7	▽ 8.0
鉱業						0						0	0	-
建設業	75	(4) 70	11	5	9	(4) 170	58	51	20	7	7	143	27	18.9
土木工事業	13	(1) 14	2	2	4	(1) 35	8	4	6	3	2	23	12	52.2
建築工事業	45	(2) 52	7	2	3	(2) 109	46	41	10	3	4	104	5	4.8
交通運輸事業	17	5	1			23	18	2			1	21	2	9.5
陸上貨物運送事業	39	12		(1) 3	4	(1) 58	36	11	1	2		50	8	16.0
港湾荷役業	2		1	1	1	5	1		2	3	3	9	▽ 4	▽ 44.4
林業	1		1	2		4							4	-
農業、畜産・水産業	7	2	3		4	16	7	2	8	1	1	19	▽ 3	▽ 15.8
第三次産業(運輸を除く)	322	220	45	35	35	657	(1) 266	202	28	29	27	(1) 552	105	19.0
商業	96	62	3	5	6	172	73	57	7	2	5	144	28	19.4
小売業	54	49	3	4	3	113	42	46	5	2	5	100	13	13.0
接客娯楽業	37	42	15	9	16	119	41	28	7	6	8	90	29	32.2
旅館・ホテル	14	15	8	4	7	48	12	11	4	4	5	36	12	33.3
飲食店	17	19	3	2	3	44	20	15	2	2	2	41	3	7.3
保健衛生業	86	58	13	5	5	167	76	55	7	8	8	154	13	8.4
社会福祉施設	58	42	11	4	5	120	49	37	7	6	8	107	13	12.1
ビルメンテナンス業	31	8	2	9	4	54	29	16	3	4	2	54	0	0.0
その他の業種	72	50	12	7	4	145	(1) 47	46	4	9	4	(1) 110	35	31.8
全産業	(0) 541	(5) 363	(0) 72	(1) 48	(0) 55	(6) 1,079	(1) 452	(0) 319	(0) 74	(0) 46	(0) 48	(1) 939	140	14.9

(注) 1. 労働者死傷病報告により作成したもの。
 2. 被災者数の枠の左側()は死亡者数で内数。
 3. 「▽」は減少を示す。
 4. 交通運輸事業は、鉄道・軌道・水運・航空業、道路旅客運送業を示す。
 5. 陸上貨物運送事業は、道路貨物運送業、その他の運輸交通業及び港湾荷役業を除く貨物取扱業を示す。
 6. その他の業種は、金融広告業、映画・演劇業、通信業、教育研究、清掃・と畜(「/」は除く)、官公署、その他の事業を示す。

令和5年死亡災害発生状況 (10月末累計)

沖縄労働局

番号	所轄署	事故の型	起因物	業種別	発生時期	年齢	労働者数(規模別)	発生状況
1	沖縄	はさまれ・巻き込まれ	建築物、構築物	機械器具設置工事業	1月上旬	30歳台	1~9	機械式駐車場の設置工事において昇降モーターの駆動チェーンの調整作業を行っていたところ、駆動チェーンが歯車から外れ、シャフトが落下し、歩廊にまたがって別作業をおこなっていた被災者が挟まれたもの。
2	沖縄	崩壊・倒壊	移動式クレーン	鉄骨・鉄筋コンクリート造家屋建築工事業	1月下旬	50歳台	1~9	移動式クレーン(トラック積載型クレーン)を使用してつり上げ作業を行っていたところ、移動式クレーンの旋回体の根元部分が破断したことによりジブが倒壊し、被災者を直撃したものの。
3	沖縄	激突され	解体用機械	鉄骨・鉄筋コンクリート造家屋建築工事業	2月中旬	20歳台	1~9	解体用ニブラを装着した車両系建設機械で、スリングを通した足場板をニブラに引っかけて吊り上げ、積載型トラッククレーンに荷卸しをしようとしたところ、車両系建設機械が転倒し、機械とトラックとの間に被災者がはさまれたもの。
4	宮古	はさまれ・巻き込まれ	フォークリフト	一般港湾運送業	6月下旬	60歳台以上	30~49	フォークリフトを使用してトレーラーからコンテナの荷卸し作業を行っていたところ、フォークリフトの後方にいた労働者が、後進したフォークリフトに巻き込まれて被災したもの。
5	沖縄	崩壊・倒壊	石、砂、砂利	その他の土石製品製造業	6月下旬	40歳台	1~9	被災者が鉄製アングルに立てかけられた石版(重量約300kg/枚)を重慶により持ち上げるため、吊り上げ用クランプを固定する作業の際、鉄製アングルが破損し、石版約35枚が被災者の上に倒れ、はさまれたもの。
6	沖縄	崩壊・倒壊	建築物、構築物	その他の土木工事業	10月中旬	50歳台	10~29	U型擁壁工事現場において土止め支保工を撤去するため、支保工を構成するH鋼の切断作業を行っていたところ、H鋼がブラケットから落下し、被災者がはさまれたもの。

※労働者死傷病報告による。統計情報は今後の調査により修正される場合があります。

令和6年度講習『受講予約受付開始日』について

「令和6年度 技能講習・その他安全衛生教育等実施計画表」につきましては、12月開催予定の理事会の承認後、協会ホームページにおいて12月18日(月)より公開することとしておりますが、**受講予約受付開始日**については、以下のとおりとさせていただきます。

上半期(4月~9月) 講習:令和6年1月18日(木) 13:00~

下半期(10月~3月) 講習:令和6年1月25日(木) 13:00~

注意事項

- 令和5年度におけるキャンセル待ちについては、令和5年度の講習に対してのみ有効です。令和6年度の講習については、新たに受講申込をお願いします。
- 受講を希望される際は、まずお電話にて各支部にお問い合わせください。
- 受講申込及びキャンセル待ちについては、講習1回において原則1事業場10名までとさせていただきます。

どうぞご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。



講習会のご案内 (令和 6 年 1 月分)

長年の実績と信頼、理解し易い講習に努めています
各講習の日程表など詳細については、当協会ホームページにも掲載しております。



二次元
バーコードからも
ご確認頂けます。

項目	講習名	実施日・実施会場	受講料等 (テキスト代込み)
事業部 (教習センター) ☎ (098) 979-7897 ☎ 979-9975	テールゲートリフター 操作特別教育 (新規)	1/10(水) 沖縄市産業交流センター(沖縄市泡瀬)	会 員 9,990 円 非会員 11,990 円
	フルハーネス型墜落 制止用器具特別教育	1/11(木) 学 沖縄市産業交流センター(沖縄市泡瀬) 実 教習センター(うるま市州崎)	会 員 9,090 円 非会員 12,390 円
	低圧電気取扱者特別教育	1/12(金) 沖縄市産業交流センター(沖縄市泡瀬)	会 員 8,870 円 非会員 11,070 円
	小型移動式クレーン運転 技能講習	学 1/15(月)~16(火) うるマルシェ2階(うるま市前原) 実 A班1/17(水)、B班18(木)、C班19(金) 教習センター(うるま市州崎)	二科目免除 23,705 円 一科目免除 25,705 円 免除無 27,705 円
	第一種衛生管理者免許試験 準備講習	1/17(水)~19(金) うるマルシェ2階(うるま市前原)	会 員 20,240 円 非会員 26,840 円
	フォークリフト運転技能講習	1/22(月)~26(金) 学 うるマルシェ2階(うるま市前原) 実 教習センター(うるま市州崎)	46,650 円
	有機溶剤作業主任者技能講習	1/23(火)~24(水) うるマルシェ2階(うるま市前原)	13,380 円
	ガス溶接技能講習	1/25(木)~27(土) 学 うるマルシェ2階(うるま市前原) 実 那覇工業高校 機械科溶接実習室(浦添市)	12,280 円
	フォークリフト運転技能講習	1/29(月)~2/2(金) 学 沖縄市産業交流センター(沖縄市泡瀬) 実 教習センター(うるま市州崎)	46,650 円
	高圧・特別高圧電気取扱者 特別教育	1/30(火)~31(水) 沖縄市産業交流センター(沖縄市泡瀬)	会 員 12,830 円 非会員 16,130 円
北部支部 ☎ (0980) 54-4700 ☎ 52-7004	フォークリフト運転技能講習	1/15(月)~19(金) 学 北部会館3階(名護市宇茂佐の森) 実 ネオパークオキナワ駐車場(名護市名護)	46,650 円
宮古支部 ☎ (0980) 73-1455 ☎ 73-6511	フォークリフト運転技能講習	1/22(月)~26(金) 学 宮古建設会館 実 先嶋建設(株)多目的広場	46,650 円
八重山支部 ☎ (0980) 88-5355 ☎ 88-5360	フォークリフト運転技能講習	1/15(月)~19(金) 学 (株)紫電舎(2階会議室) 実 石垣港南ぬ浜町ふ頭用地	46,650 円

各講習の日程表・受講申請書が必要な方・定員の確認は、各支部へお問い合わせください。
・受講予約者が定員に達している場合には、キャンセル待ちとなりますので、ご了承ください。

「テールゲートリフターの操作に係る特別教育」

テールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業への特別教育が令和6年2月1日より義務化されます!



当労働基準協会において、当該特別教育(学科のみ)を実施することとしました。

なお、実技については、各事業場において実施し、証明書を提出していただくこととしております。ホームページに掲載しているご案内文をご覧の上、ご不明な点については、事業部及び各支部にお問い合わせください。

テールゲートリフターの種類



メーカー固有の品名にかかわらず、労働安全衛生規則においては、貨物自動車の荷台の後に設置された動力により駆動されるリフトが対象の対象となります。